

利用上の注意事項

寺院を一時避難所として利用する場合の避難所生活ルール
(寺院を一時避難所として利用する場合は、次の事項を順守ください。)

特に気をつけて頂く事項

- ※1 一時避難所内での他の避難者への迷惑行為や責任者(住職及び運営スタッフ)の指示に従わない場合は退去していただきます。
- ※2 一時避難所(寺院)内には、高価で高額な仏具等がありますので注意してください。なお、仏具等を損傷した場合は、損害賠償していただきます。
- ※3 一時避難所として利用できる期間は、3日以内です。避難生活が4日以上に及ぶ場合は、佐賀市の指定避難所へ移動していただきます。
- ※4 指定された部屋以外の利用は禁止します。

◎安否情報について

- 一時避難所へ避難する場合は、事前に親族(又はご近所)に居場所を伝えてください。
- 避難行動要支援者名簿に登録されている方は、事前に担当の民生委員・児童委員に居場所を伝えてください。
- 介護サービスを利用中で、担当ケアマネージャーがいる場合は、事前に居場所を伝えてください。

◎一時避難所内の秩序維持

- 一時避難所内での静粛を保ち、他の避難者と協力して生活してください。
- 一時避難所に入る際及び退所の際には、避難者受付名簿に必要事項を記載してください。
- 「利用上の注意事項」、「立入禁止」、「使用禁止」等の張り紙の内容には必ず従ってください。

◎生活

- 一時避難所内は、土足厳禁です。一時避難所内に濡れたカップ等持ち込まないでください。
- 一時避難所では、食料品、日用品等は提供しません。各自で食料、飲料水・毛布・着替え等の必需品を持参し、避難してください。
貴重品の管理は各自でお願いします。
- 一時避難所内のトイレ等衛生管理に努め、発生したゴミは各自で持ち帰ってください。
- 一時避難所内は禁煙です。また酒類の持ち込みやペットの同伴はできません。
- 個人の携帯電話の使用にあたっては、マナーモードに設定し、他の避難者の迷惑にならないように配慮してください。通話は、原則、屋外で行ってください。
- 個人のテレビやラジオ等の使用にあたっては、周囲の迷惑にならないようにしてください。視聴する場合は、必ずイヤホンを使用してください。

◎健康管理

- 避難中の健康管理は各自の責任でお願いします。病気などで服薬中の方は必ずお薬やお薬手帳を持参してください。
- 発熱がある方は、一時避難所への避難はご遠慮ください。市の指定避難所をご利用ください。
- 一時避難所への移動中や一時避難所内での事故等については、原則避難者ご本人の責任とします。